

# 洛和デイセンターイリオス(介護予防)

## 別表 利用料金表

## 通常規模型

### 1. 介護報酬告示額

#### ①通常規模型 通所リハビリテーション(介護予防) 基本料金(利用1回につき)

基本サービス費 区分	要介護度	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
	要支援1	1,712単位	10.55円	18,061円	1,807円	3,613円	5,419円
	要支援2	3,615単位		38,138円	3,814円	7,628円	11,442円

#### ②通所リハビリテーション(介護予防) 加算及び減算料金

サービス内容	単位		地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ【要支援1】/月	1月につき	72単位	10.55円	759円	76円	152円	228円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ【要支援2】/月	1月につき	144単位		1,519円	152円	304円	456円
リハビリテーションマネジメント加算	1日につき	330単位		3,481円	349円	697円	1,045円
若年性認知症利用者受入加算	1月につき	240単位		2,532円	254円	507円	760円
運動機能向上加算	1月につき	225単位		2,373円	238円	475円	712円
栄養改善加算		150単位		1,582円	159円	317円	475円
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)/月	1月につき	480単位		5,064円	507円	1,013円	1,520円
事業所評価加算		120単位		1,266円	127円	254円	380円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	所定単位数 の47/1000		所定単位数により変動します			

#### ③通所通所リハビリテーションの加算及び減算料金の内容説明

##### ○サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ

事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が、50%以上になる場合に加算されるものです。

##### ○リハビリテーションマネジメント加算(1月につき)※新規

リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し必要に応じて当該計画を見直すこと。理学療法士等が介護支援専門員を通じて、指定居宅サービスに当該する事業に係る従事者に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。新規にリハビリテーション計画を作成した利用者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が開始日から1月以内に当該利用者の居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査等を行っていること。医師はリハビリテーションの実施にあたり、詳細な指示を行うこと。

##### ○若年性認知症利用者受入加算(1月につき)

若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う。65歳の誕生日の前々日まで算定。

##### ○運動器機能向上加算

理学療法士、作業療法士又は看護職員を1名以上配置し、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施されるリハビリテーションであって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められたものを行った場合には、1月につき加算されます。

##### ○栄養改善加算※新規

低栄養状態にある利用者またはそのおそれのある利用者に低栄養状態の改善等を目的として個別に実施される栄養食時相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものを行った場合、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として、1回につき加算される。

##### ○選択的サービス複数実施加算Ⅰ

- 生活機能の向上に資する選択的サービス(運動器機能向上加算、栄養改善加算)を届け出て、サービスを実施している。
- 選択的サービスのうちいずれかのサービスを1月につき2回以上行っていること。

### ○事業所評価加算

- ① 利用実人員数が10人以上である。
  - ② 評価対象期間内に選択的サービスを利用した者の数 ÷ 評価対象期間内にサービスをそれぞれ利用した者の数  $\geq 0.6$
  - ③ (要支援度の維持者数 + 改善者数  $\times 2$ ) ÷ 評価対象期間内に選択的サービスを連続して3ヶ月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数  $\geq 0.7$
- ※京都市より適合を受け、加算を算定できる。

### ○介護職員処遇改善加算(I)

別途所定単位数の合計に、**47/1000(4.7%)の単位数を、1月につき加算**します。

(計算方法):「1月あたりの総単位数」 $\times$  4.7%

※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種の加算及び減算を加えたもの。  
また、各種の加算及び減算に当該加算は含まれません。

### ④利用料金の計算方法

\* 加算は利用者によって異なります。

サービス料金総額 = [基本単位 + サービス提供強化体制加算 + その他該当する加算]  
 $\times$  地域加算  $\times$  介護職員処遇改善加算

利用者負担額はサービス料金の2割、または1割となります。

※留意事項 介護保険被保険者証で、給付制限の項目に記載がある場合、利用負担額の割合が3割  
または、全額を支払いいただくことがあります。

平成30年8月1日